

広島県歓乐的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月 4 日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

**広島県公安委員会規則第 9 号**

**広島県歓乐的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

広島県歓乐的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則（平成18年広島県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第14条中「，本籍（日本国籍を有しない者にあつては，国籍）」を削る。

附 則

この公安委員会規則は，公布の日から施行する。